



アクアリハビリテーション病院 リハビリテーション科 【求人票】

フリガナ	イリョウホウジン ゴセイカイ	代表者	理事長	筒井 章仁
法人名称	医療法人 互生会	設立	昭和63年	
法人所在地	〒788-0783 高知県宿毛市平田町戸内1802番地 Tel: 0880-66-0013			
法人理念	「信頼される医療と介護を目指し、包括的なサービスを提供します」			
ホームページ	https://www.aquariha-hp.jp	職員数	約 650 名	
施設名称	アクアリハビリテーション病院	病院長	馬場 俊吉	
施設所在地 及び 書類提出先	〒292-0812 木更津市矢那4490-5 アクアリハビリテーション病院 採用担当 リハビリテーション科 臼杵（うすき）			
TEL	0438-53-8800	FAX	0438-53-7500	
交通	公共交通機関：JR内房線木更津駅下車 バス25分もしくはタクシー10分 / 自家用車可			
事業内容 PR	■平成28年11月新規開設の病院 148床（一般58床、回復期60床、療養30床） ■診療科目（内科、循環器科、整形外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科等） ■在籍リハビリスタッフ数：PT25名、OT13名、ST4名、助手1名（2021.1現在） ●リハビリテーションを軸とした地域医療「継続して見続ける体制づくり」 ●地域の方々の意見を取り入れて「地域に根ざした」病院づくりを目指しています。 ●研修体制：「学ぶ気持ち」支援します。詳しくはお問い合わせください。 ※別紙パンフレット有り ◎問い合わせ専用フォーム			

職種・人数	理学療法士1名・作業療法士1名・言語聴覚士1名			
応募要件	専門新卒 短大新卒 四大新卒 既卒 （新卒理学療法士は別途条件あり、問い合わせください）			
資格要件	理学療法士免許、作業療法士免許、言語聴覚士免許 または取得見込み			
雇用形態	常勤 （試用期間：3ヶ月）			
給与	基本給	194,400 円	早番・遅番手当	(有・無) 予定有り 円/回
	資格 手当	20,000 円	夜勤 手当	(有・無) 円/回
	調整 手当	30,000 円	宿直 手当	(有・無) 円/回
			※予定：早番7:00~16:00、遅番10:00~19:00	
			※別途、条件により住宅手当有り（15,000円/月）	
	昇給	年1回	合 計 244,400~ 円	
	賞与	2ヶ月（年2回）		
就業時間	8:30~17:30（休憩1時間）		福利厚生	近隣保育施設紹介有
退職金制度	有（3年経過後より）		休日	8~10日/月（シフト制）
社会保険	健康・厚生・雇用・労災		年間休日数	114日
育児休業制度	有		年次有給休暇	有（法定通り）
介護休業制度	有		通勤手当	有
説明会	随時対応 別紙参照		応募書類	履歴書、成績証明書、卒業見込証明書もしくは資格取得見込証明書
採用試験	随時対応 別紙参照		選考方法	書類選考、記述式試験、面接 ※適性検査（実技）を行う場合があります
応募方法	採用担当者に連絡の上で書類を郵送または持参			

作成日：2021.1.14





医療法人互生会

アクアリハビリテーション病院

信頼の医療で地域の皆様と共に歩みます。



医療法人 互生会 アクアリハビリテーション病院

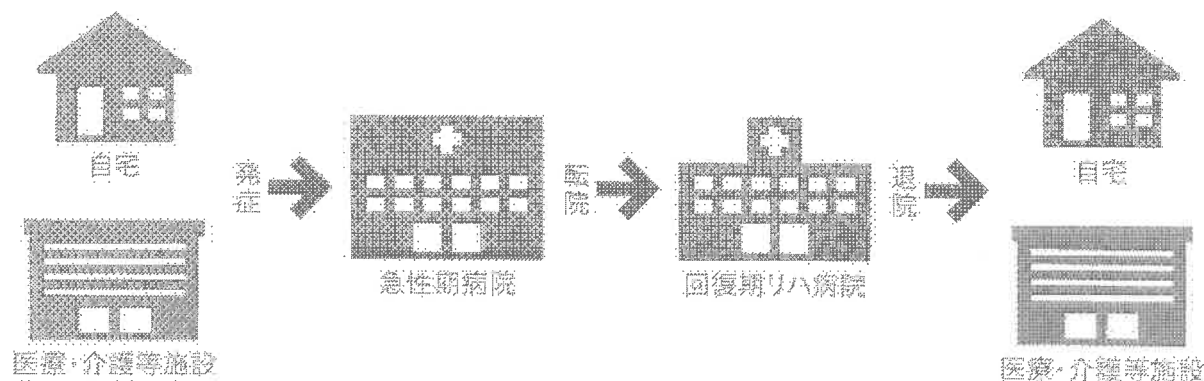
〒292-0812 千葉県木更津市矢那4490-5

TEL 0438-53-8800(代) FAX 0438-53-7500

<http://goseikai.jp/aqua.html>

リハビリテーションを軸にした 地域医療を目指します

●発症から退院までの流れ



●回復期リハビリテーションを要する状態及び上限日数

	対象疾患	発症からの入院	入院期間
1	脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後もしくは手術後、又は義肢装着訓練を要する状態	2ヶ月以内	150日
	高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷および頭部外傷を含む多部位外傷		180日
2	2肢以上の多発骨折、大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の骨折の発症後、又は手術後	2ヶ月以内	90日
3	外科手術又は肺炎などの治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後	2ヶ月以内	90日
4	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靱帯損傷後	1ヶ月以内	60日
5	股関節又は膝関節の置換術後の状態	1ヶ月以内	90日

診療科目

内科、循環器科、
リハビリテーション科、
耳鼻咽喉科、整形外科、
リウマチ科

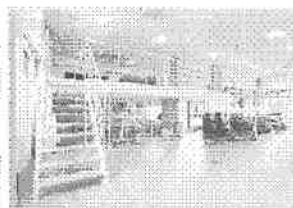
病床数(段階的に使用開始)

一般病棟 58床
回復期リハビリテーション病棟 60床
療養病棟 30床
合計病床数 148床

4F



リハビリテーション室



リハビリテーション室



リハビリ用具

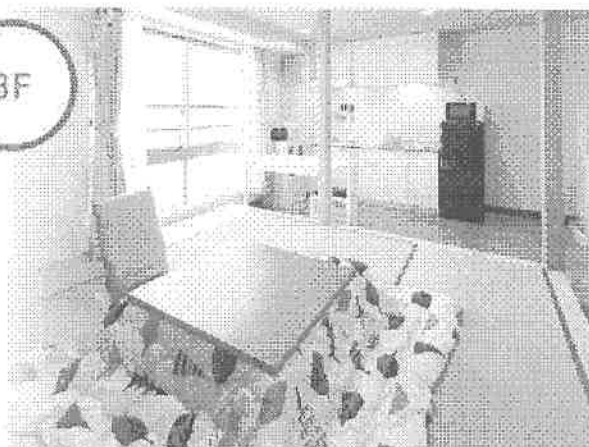


リハビリ用具

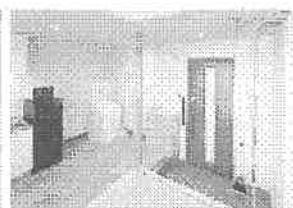


受付待合室

3F



生活訓練室



生活訓練室

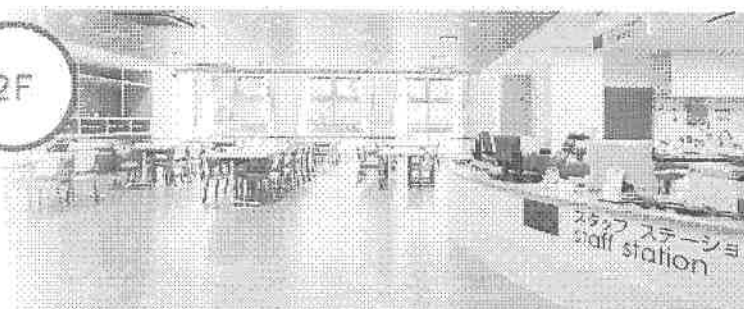


生活訓練室



病室

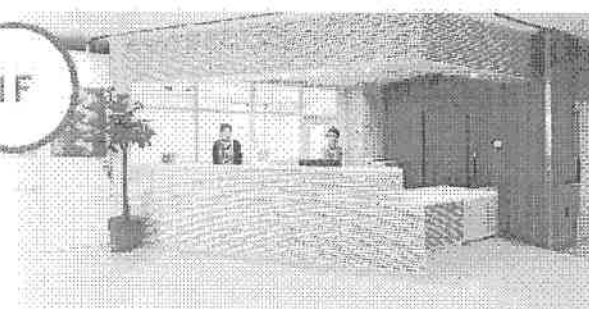
2F



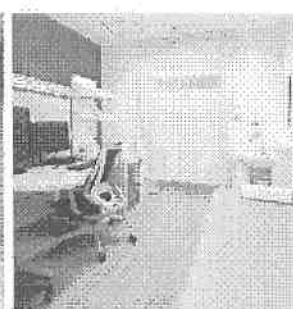
病棟 食堂・談話室



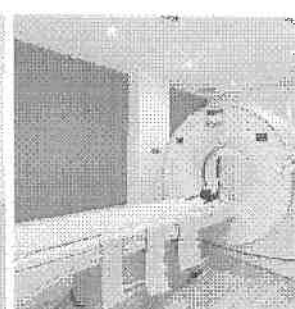
1F



受付



診療室



OT室

医療法人 互生会

信頼される医療を目指し、包括的なサービスを提供します。

〈医療法人 互生会〉

高知県宿毛市

- ＊簡井病院
- ＊居宅介護支援事業所やいとがわ
- ＊介護老人保健施設ぎんなん荘
- ＊有料老人ホームやいとがわ

徳島県越前市

- ＊介護老人保健施設とまりや
- ＊居宅介護支援事業所とまりや
- ＊グループホーム晴苑
- ＊西越谷クリニック

東京都府中市

- ＊介護老人保健施設ファミリート府中
- ＊ファミリートクリニック

東京都墨田区錦糸

- ＊介護老人保健施設ファミリート日の出
- ＊ファミリート日の出居宅介護支援事業所



法人本部（高知県宿毛市）

〈関連施設〉

千葉県白井市

- ＊千葉白井病院

〈関連法人〉

〈社会福祉法人 養生福祉会〉

高知県宿毛市

- ＊特別養護老人ホーム豊寿園
- ＊ケアハウスすくも
- ＊グループホームえやんばい
- ＊宿毛市東部居宅介護支援事業所
- ＊豊寿園ホームヘルパステーション
- ＊豊寿園訪問看護ステーション

高知県幡豆郡三郎村

- ＊グループホームほうばい

神奈川県横浜市

- ＊特別養護老人ホーム横浜よさこいホーム

愛媛県宇和島市

- ＊特別養護老人ホーム祝の郷
- ＊デイサービスセンター祝の森

愛媛県大洲市

- ＊特別養護老人ホーム札掛の里

交通のご案内



〒292-0812

千葉県木更津市矢那4490-5

<http://goseikai.jp/aqua.html>

JR木更津駅より車で10分

袖ヶ浦IC～約10分

木更津北IC～約10分

木更津南IC～約10分 ※「請西東交差点」を目印にしてください。

2021年4月採用 病院見学説明会



医療法人 互生会 アクアリハビリテーション病院
(千葉県木更津市)

2021年4月採用の
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を募集しております

就職をご検討中の方を対象に
病院見学説明会を開催しております

【内容】

- ▶ 当院の概要・特徴について
- ▶ 施設見学（状況によりスライドによる説明）
- ▶ 質疑応答

※感染予防の観点から参加人数の調整を行います
※詳細は申し込み後、メールにてお知らせします

【問い合わせ】

aqua2016@goseikai.jp

担当：リハビリテーション科 臼杵（うすき）

【申し込み】 申し込み専用フォームにて

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/5956cc68458341>

※携帯電話をご使用の方は、aqua2016@goseikai.jp
からのメール受信ができる設定にしてください

【採用試験】

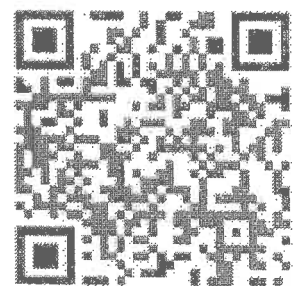
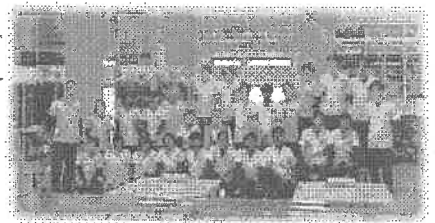
ご見学後に採用試験の受験も可能です

※上記、申し込みフォームのご希望欄にその旨をご記入ください

※ご見学時に判断いただいても構いません

※受験される場合は下記が必要となります

①履歴書、②成績証明書、③卒業見込み証明書



自己申告書

令和
平成 3年 4月 13日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名

医療法人 互生会 アクアリハビリテーション病院

事業所所在地

〒292-0812 千葉県木更津市矢那4490-6

代表者名

院長

馬場俊吉

- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL291115第01）により確認し、理解しました。

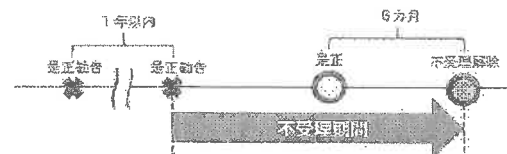
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

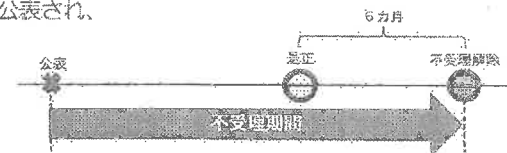
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



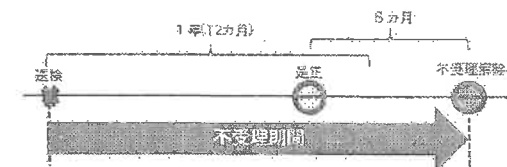
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

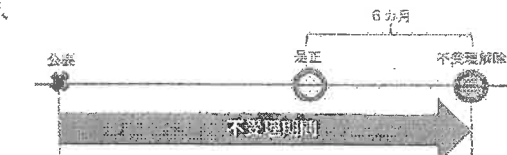
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表*され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



*職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②供給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。